



三重県公報

令和4年4月1日 (金)

号外

目次

| (番号) | (題名) | (担当) | (頁) |
|------|--|-----------|-----|
| | 規 則 | | |
| 35 | 防災対策部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則 | (消防・保安課) | 2 |
| 36 | 総務部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則 | (総務課) | 4 |
| 37 | 子ども・福祉部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則 | (地域福祉課) | 6 |
| 38 | 環境生活部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則 | (環境生活総務課) | 8 |
| 39 | 県土整備部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則 | (県土整備総務課) | 10 |

規 則

防災対策部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布します。

令和四年四月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十五号

防災対策部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

第一条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の十六第二項（同法第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の五第一項及び第二十一条の十四第一項の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

第二条 別記様式による証明書は、これと同一の様式による立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書であつて前条に規定する法律以外の法令の規定に基づくものと併せて、一の用紙により作成することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

| | | | | |
|---|---------------|-----------------|-----|------------------------|
| <p>第 号</p> <p style="margin-left: 100px;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> | | | | |
| <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">職 名</td> <td rowspan="3" style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle; border: 1px dashed black;">写 真</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日 年 月 日生</td> </tr> </table> | 職 名 | 写 真 | 氏 名 | 生年月日 年 月 日生 |
| 職 名 | 写 真 | | | |
| 氏 名 | | | | |
| 生年月日 年 月 日生 | | | | |
| <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年 月 日交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年 月 日限り有効</td> </tr> </table> | 年 月 日交付 | 年 月 日限り有効 | | |
| 年 月 日交付 | | | | |
| 年 月 日限り有効 | | | | |
| <p>三重県知事 印</p> | | | | |

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法 令 の 条 項 | 該当の有無 |
|-----------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

総務部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布します。

令和四年四月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十六号

総務部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

第一条 次に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の十二第二項及び第十三条の二十二第一項
- 二 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（平成十四年三重県条例第四十二号）第四十条第二項
- 三 三重県補助金等交付規則（昭和三十七年三重県規則第三十四号）第二十一条第一項

第二条 別記様式による証明書は、これと同一の様式による立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書であつて前条各号に掲げる法令以外の法令の規定に基づくものと併せて、一の用紙により作成することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 三重県補助金等交付規則の一部を次のように改正する。

別記様式中「第21条第2項の規定による 補助金等 調査員」を「第21条第1項の規定により立入調査等 間接補助金等

を行う者」に改める。

別記様式（本則関係）

（第1面）

| | | | | |
|---|---------------|-----------------|-----|------------------------|
| <p>第 号</p> <p style="margin-left: 100px;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> | | | | |
| <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">職 名</td> <td rowspan="3" style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle; border: 1px dashed black;">写 真</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日 年 月 日生</td> </tr> </table> | 職 名 | 写 真 | 氏 名 | 生年月日 年 月 日生 |
| 職 名 | 写 真 | | | |
| 氏 名 | | | | |
| 生年月日 年 月 日生 | | | | |
| <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年 月 日交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年 月 日限り有効</td> </tr> </table> | 年 月 日交付 | 年 月 日限り有効 | | |
| 年 月 日交付 | | | | |
| 年 月 日限り有効 | | | | |
| <p>三重県知事 印</p> | | | | |

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法 令 の 条 項 | 該当の有無 |
|-----------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

子ども・福祉部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布します。

令和四年四月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十七号

子ども・福祉部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

第一条 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）第二十六条第二項の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

第二条 別記様式による証明書は、これと同一の様式による立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書であつて前条に規定する条例以外の法令の規定に基づくものと併せて、一の用紙により作成することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

| | |
|--|---|
| <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>三重県知事</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 印 </div> | <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写 真</p> </div> |
|--|---|

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法 令 の 条 項 | 該当の有無 |
|-----------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

環境生活部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布します。

令和四年四月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十八号

環境生活部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

第一条 次に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十一条第一項並びに第六十四条第一項及び第二項
- 二 三重県小規模水道条例（昭和四十一年三重県条例第四十号）第十六条第一項
- 三 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年三重県条例第二十六号）第十五条第二項
- 四 三重県環境影響評価条例（平成十年三重県条例第四十九号）第五十一条第二項
- 五 三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号）第七十八条第一項及び第二項並びに第一百四十四条第一項
- 六 三重県リサイクル製品利用推進条例（平成十三年三重県条例第四十六号）第十六条第一項及び第二項
- 七 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成二十年三重県条例第四十一号）第四十一条第一項
- 八 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第七十二号）第二十一条第一項
- 九 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第二十六号）第三十三条第二項
- 十 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（令和三年三重県条例第二十四号）第九条第四項（同条例第十三条第三項において準用する場合を含む。）

第二条 別記様式による証明書は、これと同一の様式による立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書であつて前条各号に掲げる法令以外の法令の規定に基づくものと併せて、一の用紙により作成することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

| | | | | |
|---|---------------|-----------------|-----|------------------------|
| <p>第 号</p> <p style="margin-left: 100px;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> | | | | |
| <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">職 名</td> <td rowspan="3" style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle; border: 1px dashed black;">写 真</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日 年 月 日生</td> </tr> </table> | 職 名 | 写 真 | 氏 名 | 生年月日 年 月 日生 |
| 職 名 | 写 真 | | | |
| 氏 名 | | | | |
| 生年月日 年 月 日生 | | | | |
| <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年 月 日交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年 月 日限り有効</td> </tr> </table> | 年 月 日交付 | 年 月 日限り有効 | | |
| 年 月 日交付 | | | | |
| 年 月 日限り有効 | | | | |
| <p>三重県知事 印</p> | | | | |

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法 令 の 条 項 | 該当の有無 |
|-----------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

県土整備部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布します。

令和四年四月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十九号

県土整備部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

第一条 次に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十五条第二項、第二十六条第一項及び第八十二条第一項
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第五条第一項、第十一条第一項及び第十七条第一項
- 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第五条第一項及び第二十二條第一項
- 四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三十七条第一項
- 五 三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号）第十四条第二項及び第三項
- 六 三重県土採取規制条例（平成十三年三重県条例第八号）第二十条第一項
- 七 三重県砂防指定地等管理条例（平成十四年三重県条例第六十六号）第二十二條第一項

第二条 別記様式による証明書は、これと同一の様式による立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書であつて前条各号に掲げる法令以外の法令の規定に基づくものと併せて、一の用紙により作成することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

| | | | | |
|--|---|---|-----|-------------|
| 第 号 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 | | | | |
| <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">職 名</td> <td rowspan="3" style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 20px 0;">写 真</div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日 年 月 日生</td> </tr> </table> | 職 名 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 20px 0;">写 真</div> | 氏 名 | 生年月日 年 月 日生 |
| 職 名 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 20px 0;">写 真</div> | | | |
| 氏 名 | | | | |
| 生年月日 年 月 日生 | | | | |
| <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年 月 日交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年 月 日限り有効</td> </tr> </table> | 年 月 日交付 | 年 月 日限り有効 | | |
| 年 月 日交付 | | | | |
| 年 月 日限り有効 | | | | |
| 三重県知事 印 | | | | |

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法 令 の 条 項 | 該当の有無 |
|-----------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
